

**2023年（令和6）度千葉大学大学院人文公共学府（博士前期課程）  
科目等履修生期間延長募集案内**

1. 履修期間

履修期間は、履修科目開講期間に応じ、以下のいずれかとします。

前期科目：2024年 4月 1日 から 2024年 9月30日 まで

後期科目：2024年10月 1日 から 2025年 3月31日 まで

2. 履修科目

科目等履修生として履修できる授業科目は、右の二次元コードから遷移できるリストに掲載されている科目のうち、「科目等履修生」の欄が「○」である科目です。履修することができる授業科目数・単位は、年間（前期及び後期）で5科目10単位以内、また半期（前期又は後期）の履修では4科目8単位を上限とします。



既に単位を取得した科目については、再度履修することはできません。また、出願手続き後、履修科目の変更や取消（一部取消を含む）は認められません。

3. 出願期間

2024年4月からの期間延長を希望する者

2024年2月26日（月）から2月28日（水）まで

2024年10月からの期間延長を希望する者

2024年8月21日（水）から8月23日（金）まで

- ① 出願書類の提出は、窓口を持参、または郵送とします。郵送の場合は、事前に検定料振込依頼書入手する必要があります。出願期間の3営業日前までをめぐり、返信用封筒（角形2号の封筒に120円分の切手を貼付したもの）を郵送してください。郵送先は、「9. 問い合わせ・提出先」をご覧ください。
- ② 受付時間は、平日9時から11時30分、13時30分から16時30分までです。
- ③ 出願期間にすべての書類が揃わない場合は、出願書類を受理しません。
- ④ 出願書類は一切返却しないので、必要がある場合は各自でコピーを取ってください。

4. 出願書類等

期間延長を希望する者は、次の出願書類等を一括して提出してください。

①～②は、期間延長希望者全員が提出する出願書類です。

③～⑤は、①～②に加えて、外国人の期間延長希望者が提出する出願書類です。

**【注】検定料は必要ありません。**

**期間延長希望者全員が提出する出願書類**

- ① 科目等履修生期間延長・科目追加願書（所定用紙）
- ② 学生証発行申請書（所定用紙）

**①～②に加えて、外国人の期間延長希望者が提出する出願書類**

- ③ 在留カードの写し（両面）
- ④ 住民票（発行日から3ヵ月以内で、在留資格及び在留期間が記載されたもの（ただし、マイナンバーの記載のないもの）。必ず役所から発行された原本を提出すること。）
- ⑤ 在留資格が留学の場合、本学府の科目等履修生として在学している学期の終了日まで在留資格があることの証明書（在学期間証明書、修了見込証明書など）

## 5. 選考及び期間延長許可

- ① 書類審査により選考します。ただし、必要に応じ面接等を行う場合があります。
- ② 選考の結果は、メールにより通知します。期間延長許可者には、併せて関係書類を送付します。
- ③ 期間延長を辞退する場合は、速やかに申し出てください。

## 6. 期間延長に必要な経費

授業料 14,800円(1単位につき) 1科目(2単位) 29,600円

授業料の納入期日及び納入方法等は、改めて通知しますので、速やかに納入できるように予め準備しておいてください。また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。既納の授業料は返還しません。

## 7. 検定料・入学料についての注意事項

千葉大学(学部又は研究科)内で、科目等履修生として継続の期間延長を出願する場合は、検定料及び入学料は不要です。

なお、継続の期間延長を出願する場合とは、引き続き次の学期又は年度に出願する場合をさします。

例：2023年度前期に科目等履修生として在籍したが、後期は科目等履修生として本学に在籍していない場合は、2024年度前期に科目等履修生として出願するにあたり、検定料及び入学料が必要となります。

## 8. その他

- ① 出願手続後は、履修科目の変更(取消しを含む)は認めません。
- ② 期間延長後、科目等履修生として不相当と認められたときは、科目等履修生の身分を取り消すことがあります。
- ③ 受講に際し必要な費用(教科書等)は、別途負担してください。
- ④ 科目等履修生の身分で、通学定期券は購入できません。また、自家用車による通学もできませんので、ご注意ください。
- ⑤ 既に単位を修得した授業科目については、再度履修することはできません。  
※千葉大学大学院人文社会科学研究所において同一内容の授業科目が開講されており、その単位を修得済みの場合は、履修できない場合があります。詳細については、お問い合わせください。
- ⑥ 授業科目の開講曜日時限は本学の都合により変更される場合があります。
- ⑦ 期間内に延長手続きを行わなかった場合には、延長手続き未了となり授業料は発生いたしません。ただし、複数科目で出願を行っていた場合に一部の科目の取消しのみは認められません。
- ⑧ 新型コロナウイルスをめぐる状況によっては、この募集要項の内容が変更される場合がありますので、人文公共学府ウェブサイトには十分注意してください。

## 9. 問い合わせ・提出先

千葉大学 人社系学務課大学院学務室 人文公共学府担当

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33

TEL: 043-290-2354

FAX: 043-290-2356

E-mail: gah2352@office.chiba-u.jp